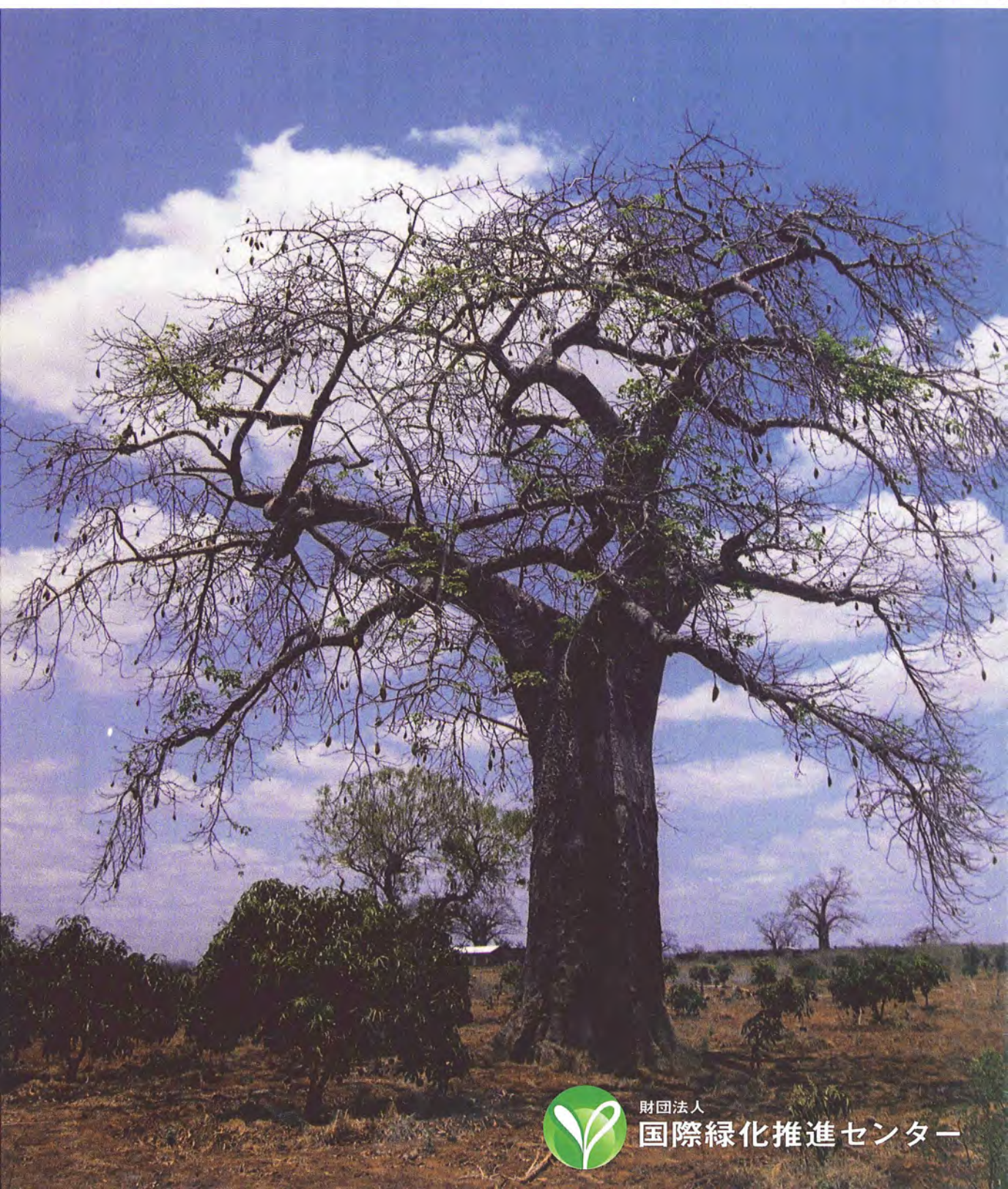


緑の地球

98

Vol. 21 - 1



財団法人
国際緑化推進センター

生物多様性条約COP10、難交渉乗り越え「愛知目標」、「名古屋議定書」採択

生物多様性条約第10回締約国会議（CBD COP10）が昨年10月18日～29日、名古屋で開催され、最大の論点であった「ポスト2010年目標」および「遺伝資源の利用と利益配分（ABS）」について最終的に合意に達し、それぞれ「愛知目標」、「名古屋議定書」として採択し閉幕した。

「愛知目標」は、生物多様性の保全と持続的利用に向けた2011年～2020年の世界目標（新戦略計画）で、「生物多様性の損失を止めるための効果的かつ緊急の行動を起こす」ことを求め、「少なくとも陸域17%、海域10%を保護地域に設定する」など2020年までに達成すべき20の個別目標を掲げている。

「名古屋議定書」は、遺伝資源の入手とその利用から得られる利益の配分に関する国際ルールで、この枠組みの下、資源提供国と利用国間で事前同意や相互合意条件に基づく公正・衡平な取引がなされることになる。

また、10月11日～15日に開催されたカルタヘナ議定書第5回締約国会議では、バイオセーフティに関する「名古屋・クアラルンプール補足議定書」が採択された。（本誌3～4頁に関連記事）

気候変動枠組条約COP16、REDD+など盛り込んだ「カンクン合意」を採択

昨年11月29日～12月10日、メキシコのカンクンで開催された気候変動枠組条約第16回締約国会議（FCCC COP16）は、2013年以降の新たな国際ルールの土台となる「カンクン合意」を採択して閉幕した。

「留意する」にとどまったコペンハーゲン合意を踏まえ、途上国での排出削減を検証する仕組み（MRV）の導入や、途上国の対策を支援する100億ドルの「グリーン気候基金」の設置、適応（気候変動の悪影響への対策）を促進する「カンクン適応枠組

み」の設立などが盛り込まれた。また、京都議定書以降の各国の削減目標の扱いに関しては、2013年以降に空白期間が生じないように早期に結論を出すとした。各国の新目標の義務付けには踏み込まず、先進国全体で2020年までに1990年比

25～40%の大幅削減を求めた。森林関連では、途上国の森林減少・劣化対策等（REDD+）に関する枠組みが合意に盛り込まれた。この決定を基に、今後、REDD+の運用ルールなどが検討されることになる。（本誌5～6頁に関連記事）

「森林保全と気候変動に関する閣僚級会合」が名古屋で開催

REDD+パートナーシップの下での「森林保全と気候変動に関する閣僚級会合」が10月26日、COP10の開催を期に名古屋で開かれ、パートナーシップ参加62カ国の閣僚級、関係国際機関、NGO、市民社会の代表などが参加した。議長は日本と

パプアニューギニアが共同で務めた。REDD+パートナーシップは、2012年までのREDD+の取組を強化すべく、国際社会の連携を図る目的で昨年5月に設立された。今回の会合では、REDD+に関するデータベース構築などこれまで

の活動成果が報告されたほか、今後の活動について議論され、最後に共同議長総括として取りまとめられた。今回決まった11年及び12年の作業計画大枠には、段階的なREDD+活動の展開に沿って、①準備活動の促進（制度上の措置、ガバナンス構

造の強化、国家戦略の策定、能力向上、技術開発等について経験・教訓の共有に注力する）、②実証活動の促進、③結果に基づく活動の促進が挙げられたほか、資金および活動の拡大促進、透明性の推進などが重点的取組に盛り込まれた。

第46回ITTO理事会、'06年協定発効の条件は未だ不十分と先送り

国際熱帯木材機関（ITTO）の第46回理事会が昨年12月13日～18日横浜で開催され、60の加盟国およびECの他、オブザーバーが参加した。今理事会では、「2006年の国際熱帯木材協定」の発効に関し、同時点の締結国数は53カ国と前年から

倍増したものの、依然、確定的発効条件を満たしていない（現時点で新協定を発効させた場合、特に熱帯木材生産加盟国の分担金が増加する）として、次回協議へ先送りとなった。このほか、国連気候変動枠組条約における森林に関する議論に関連し、

REDD+におけるITTOの活動と役割について提案が行われ、ITTOが同分野で高い潜在能力をもつこと、投資促進の面から気候変動対策に関心の高い民間部門に対しPR活動が必要などなどが挙げられた。プロジェクトの審議では、各国が

ら個別プロジェクト10件に総額328万ドル（うち日本から217万ドル）、テーマ別プログラム4件に総額543万ドル（うち日本から28万ドル）の拠出が表明された。次回第47回理事会は今年11月にグアテマラで開催される。

平成23年度の国際林業協力予算案、23・7%増の9億8300万円

昨年末に決まった林野庁平成23年度予算案（一般会計）は、総額で対前年度比5・4%減の2719億9000万円となった。

林野庁予算案のうち国際林業協力関係は、対前年度比33・3%増の8億円、うちODAは2億3000万円（同8・5%減）。これに、農林省大臣官房国際部計上の国際

機関（国連食糧農業機関および国際熱帯木材機関）への拠出金1億8300万円を加えた合計額は、9億8300万円（同23・7%増）、うちODAは4億1300万円（同13・4%減）となっている。国際林業協力関係では次の事業が新規に盛り込まれた。

▼国際森林年推進事業（1年間事業／予算案額3億円）…2011年（平成23年）は国連が定めた国際森林年に当たり、世界中で森林の持続可能な経営・保全・利用の重要性に対する認識を高めることが求められていることから、国内における森林・林業の再生や途上国の森林保全等に対する一般の理解を深めるような様々な啓発活動を行う。

世界のCO2等主要温室効果ガス濃度は過去最高値

世界気象機関（WMO）は昨年11月、2009年12月までの世界の観測結果に基づく大気中温室効果ガス濃度の解析結果を発表した。

それによると、大気中の主要な温室効果ガスである二酸化炭素（CO₂）、メタン、一酸化二窒素の世界平均濃度は、2009年にいずれもこれまでの最高値を更新し、二酸化炭素で386・8ppm、メタンで180

3ppm、一酸化二窒素で322・5ppmに達したことがわかった。これらの濃度は、工業化以前（1750年以前）の値より、それぞれ38%、158%、19%高いという。

●98号—目次●

国際緑化ニュース	1
生物多様性条約第10回締約国会議の結果概要	3
気候変動枠組条約第16回締約国会議等（カンクン会合）の結果概要	5
NGOの視点：	
「生物多様性 COP10、気候変動 COP16 の成果をこう見る」	7
FAO世界森林資源評価 2010年版・主な調査結果より（その2）	10
センターの活動／基金へのご協力	13
「2011年は国際森林年」	裏表紙

表紙写真：ケニア国キブウェジ郡の畑地にそびえるバオバブノキ（*Adansonia digitata*）。葉・種子・果肉が食用になるなど利用価値が高いことから、農地転換（マンゴー、トウガラシ等栽培）後も残されている。＜写真／飯田敏雅（国際緑化推進センター）＞

愛知目標、名古屋議定書などを採択

林野庁研究・保全課 課長補佐 林 健二

2010年10月18日から29日まで名古屋市の名古屋国際会議場において、生物多様性条約第10回締約国会議 (COP10) が開催されました。COP10は、今後の生物多様性の保全と持続可能な利用の取組の方向性を決める節目の会議と位置づけられ、締約国179カ国、国際機関、NGO等から1万人以上が参加し、約30の議案について討議が行われました。

物の移動により生物多様性の保全と持続可能な利用に損害が生じた場合の責任と救済に関して、「名古屋・クアラルンプール補足議定書」が採択されています。このように、名古屋でのCOP10は、大方の予想を超える成果を上げ、世界各国からもホスト国である我が国に対して高い評価が示されたところであり、成功裏に終了したと言えるでしょう。

新戦略計画 (愛知目標)

COP10で採択された愛知目標では、2050年を展望して「自然と共生する世界」を目指す中長期目標の下で、「2020年までに回復力のある生態系とその生態系が提供する基本的なサービスの継続が確保されるよう、生物多様性の損失を止めるための効果的かつ緊急な行動を実施

施する」ことをミッションとして掲げ、その下で五つの戦略目標と20の個別目標が設定されました。この個別目標においては、森林を含む自然生息地の損失速度を半減する (目標5)、農林水産業が行われる地域が生物多様性の保全を確保するよう持続的に管理される (目標7)、陸域・内陸水域の17%、沿岸域・海域の10%を保護地域等として特に保全を図る (目標11)、劣化した生態系の15%以上の回復等を通じ生態系の回復力及び二酸化炭素の貯蔵に対する生物多様性の貢献を強化する (目標15) など、森林との関係が深い目標も設定されています。

愛知目標以前は、COP6で採択された戦略計画において、「生物多様性の損失速度を、2010年までに顕著に減退させる」との2010年目標が掲げられていました。この2010年目標の進捗状況については、地球規模生物多様性概況第3次報告 (GBO3) において評価され、少なくとも世界的なレベルでは達成

されなかったと結論づけられました。我が国は、この2010年目標の結果への反省を踏まえ、新たな戦略計画 (ポスト2010年目標) は意欲的かつ現実的なものであること、測定可能であること、行動志向型であり多様な主体の参画を促すものであることが重要との考え方で交渉に臨みました。

会議では、新たな戦略計画をどこまで意欲的な内容にできるのか、その実現可能性とのバランスをどう考えるかが大きな焦点となりました。特に、ミッションの文言や保護地域に係る数値目標については、意欲的な目標を求めるEUと、実現可能性を重んじる途上国との間で調整が難航しました。最終的には、非公式閣僚会合での意見も踏まえて妥協が図られた結果、愛知目標が合意、採択されました。

愛知目標は、世界全体で目指す目標として設定されたものです。今後、世界の各国は、この愛知目標を踏まえて自国の実情に応じた目標を設定

することが求められます。我が国においても、今後、生物多様性国家戦略の見直し等を通じて幅広い議論を行い、我が国の目標を設定するなど生物多様性の保全と持続可能な利用に積極的に取り組んでいく必要があります。

気候変動と生物多様性

気候変動と生物多様性に関する決議においては、森林の減少及び劣化に由来する排出の削減等 (RED D+) の活動に関する生物多様性の

保全措置や生物多様性への影響評価について、生物多様性条約事務局が気候変動枠組条約での決定を先取りするような形にならない範囲で助言や検討を行うことが決定されました。また、2012年に国連持続可能な開発会議 (リオ+20) が開催されることを見据え、気候変動枠組条約及び砂漠化対処条約との共同活動についても検討を行うことが決議されています。

1992年にリオデジャネイロで開催された国連環境開発会議から生まれた気候変動枠組条約、生物多様性条約、砂漠化対処条約を「リオ3条約」と呼んでいます。これら3つの条約による取組は互いに関連し影響し合う関係にあることから、その相乗効果を高めていく方向を目指して議論が行われました。

その他の決議

COP10ではその他にも多くの決議が採択されています。愛知目標を達成するための措置を国連システム全体で推進することを目指して我が国から提案した「国連生物多様性の10年」については、第65回国連総会で採択するように

な利用に関する決議の中に「SATOYAMAイニシアティブ」が盛り込まれたことが目を引きまします。これは、世界各地の二次的な自然環境の保全に係る優良事例を集め、そこから得られる教訓を共有し、途上国の支援を行うものとして我が国から提案したもので、生物多様性の持続可能な利用を図る方策として多くの途上国から支持表明を得て、採択されています。

これまで紹介してきたように、今回のCOP10では多くの決議が採択され、また、愛知目標や名古屋議定書といった大きな成果も得られました。一方、決議以外にも、様々なイベントがCOP10会場の内外で開催されるなど、生物多様性の保全について非常に多くの情報が発信されました。特に国内ではこれまで生物多様性は気候変動に比べて知名度が低く、国民の関心がなかなか高まらないということが、取組を進めていく上での大きな課題としてありました。今回、2010年が国際生物多様性年であったことも相まって、COP10を契機として発信された情報に多くの国民が触れ、生物多様性に対する関心が高まったことも、大きな成果といえるのではないかと思います。

2010年の国際生物多様性年に引き続き、2011年は国際森林年です。森林は生物多様性の保全にとって重要な要素であり、2010年に盛り上がった生物多様性保全への機運を損なうことなく2011年に引き継ぎ、さらなる国民の理解を得ながら、森林における生物多様性の保全と持続可能な利用を実現するという課題に積極的に取り組んでいくことが重要と考えています。



最終日の全体会合。決議案の採択をはかるCOP10議長の松本環境相

次期枠組みの吸収源、REDD+、ともに一定の成果

林野庁海外林業協力室 課長補佐 武藤 信之

2010年11月29日からメキシコのカンクンにて開催された気候変動枠組条約第16回締約国会議（COP16）、京都議定書第6回締約国会合（CMP6）等（以後「カンクン会合」と表記）は、12月11日未明に、いわゆる「カンクン合意」が採択され、閉幕しました。

2013年以降の気候変動に関する次期枠組みについては、二つの特別作業部会、すなわち、京都議定書に基づく先進国の排出削減の数値目標について議論する「京都議定書の下での特別作業部会（AWGKP）」と、すべての条約締結国の取組みに関する「条約の下での特別作業部会（AWGLCA）」とで行われてきました。次期枠組みについては、2009年のCOP15（コペンハーゲン会合）に向けて検討が行われてきました。しかし、コペンハーゲン会合では気温上昇の抑制や途上国も含む削減行動の提出について書かれた「コペンハーゲン合意」に「留意すること」を決定し、次期枠組みにつ

いてはカンクン会合に向けて引き続き検討されることとなりました。

2010年には、カンクン会合までに両特別作業部会が四回開催されました。4月に開催された2010年最初の会合は年内の会合日程を中心に検討されたもので、実質的な議論は5〜6月（ドイツ・ボン）、8月（ドイツ・ボン）、10月（中国・天津）の三回の会合で行われました。カンクン会合では、両特別作業部会が開催され、その結果も踏まえCOPとCMP会合が行われました。本稿では、先進国の吸収源（LULUCF）の取扱いと、途上国の森林減少・劣化に由来する排出の削減等（REDD+）の取扱いについて、コペンハーゲン会合終了後、2010年の動きを概観しつつ、カンクン会合における議論の概要を紹介します。

1. 先進国の吸収源（LULUCF）

京都議定書では、先進各国が二酸化炭素などの温室効果ガスを将来ど

のくらい削減するかが決められていますが、この時、森林の二酸化炭素吸収量を各国の排出削減目標の達成に活用することが認められていました。第一約束期間（2008〜2012年）については、我が国は、1990年の純排出量の3・8%にあたる1300万炭素トンを上限として森林吸収量を活用することが認められています。

森林等の吸収源の取扱いについては、AWGKPにおいて検討が行われていました。森林吸収を引き続き目標達成の手段として適用可能とすることにについては各国とも基本的に一致していますが、以下のいくつかの論点について議論が行われてきました。

まず、京都議定書三条四項の森林経営活動の具体的な算定ルールについてです。いくつかの要素を考慮した吸収量を基準値として設定し、これと約束期間中の吸収量の差分を吸収量又は排出量として、各国ごとに計上する「参照レベル方式」を中心

に議論が行われてきました。我が国は、森林吸収源対策は長期的な視点が必要であることや、森林の齢級構成を問わず持続可能な森林経営の取組みを適切に評価すべきとの観点から、第一約束期間と同様の方式又はこれと同等の効果を有する場合の参照レベル方式が適切であると主張しています。

自然かく乱などの不可抗力による排出（火災、病虫害等により森林が失われたことによる二酸化炭素等の排出）の計上除外については、不可抗力の定義や、不可抗力による排出の計上除外の適用基準等について、議論が行われてきました。

伐採木材製品（HWP）については、従来、森林の外に運び出された時点で排出として計上されていたものを、木材利用が終了し、廃棄された時点で排出計上する方法へと見直す方向で議論が進められてきました。我が国は、木材利用の推進を通じて森林と木材の持つ気候変動の緩和便益を最大化すべきとの観点から、国

内の森林から生産されたHWPについて、木材利用が終了し廃棄又は埋立て処分された時点で排出として計上すべきとの主張を行ってきました。カンクン会合では、まず、AWGKPにおいてCMPでの決定に向けて、これらの論点について議論が行われました。この結果、議論に進展は見られましたが、意見の収束は見られず、各国意見が併存したままの案がAWGKP議長作成の文書として作成されました。

これらの議論等を踏まえ作成されたCMP決定案では、（ア）森林経営活動の具体的な算定ルールについては、参照レベル方式について、各国の参照レベルに関する情報の審査を実施することが規定されるとともに、（イ）森林経営の算定方式、不可抗力、伐採木材製品等の取扱いについては実質的に引き続き議論することとされ、CMPでの議論の結果、これらの内容が合意されました。

2. 途上国における森林減少・劣化に由来する排出の削減等（REDD+）

途上国の森林の取扱いの検討は、2005年のCOP11において、パプア・ニューギニア等が、森林減少等の取組みによって削減された排出

量に対して資金等のインセンティブを付与するとの考え方を提唱したことに始まります。2007年のCOP13（インドネシア・バリ）で合意された「バリ行動計画」において、REDD+も次期枠組みの検討要素の一つに位置づけられました。以降、REDD+の枠組みについて検討が行われた結果、コペンハーゲン会合終了時までは、論点の多くに各国の共通理解が醸成されていきました。このためREDD+は、カンクン会合の成果として期待される分野の一つとも言われてきました。

2010年のREDD+の検討状況ですが、6月の会合（AWGLCA10）では、AWGLCA議長が次期枠組み全体の論点をとりまとめた文書（以後「議長テキスト」）が提示され、この中のREDD+部分は、コペンハーゲン会合での検討を踏まえたものとなっていました。

8月の会合（AWGLCA11）では、議長テキストに対して各国がそれぞれの立場について発言し、修正案を議長テキストに反映させていく作業が行われました。REDD+に関しては、多くの国が、COP13以降の検討経緯を踏まえて、これまでに意見の収斂に至っていない論点に絞った議論を行うべきとの意見でした。しかし、いくつかの国が全般

にわたって修文意見を出したことから、議長テキストは大幅に長文化することとなりました。10月の会合（AWGLCA12）では、修文意見を出した国から修文の趣旨説明がなされましたが、実質的な議論の進展はありませんでした。そしてカンクン会合直前、AWGLCA議長が、これまでの議論を踏まえて改めて論点を整理して作成したテキストを提示しました。

カンクン会合では、この議長テキストを参考に議論が行われた結果、REDD+については、コペンハーゲン会合での検討を多く取り込んだ形でCOP決定の中に位置づけられました。具体的には、REDD+の五つの活動（森林減少からの排出の削減、森林劣化からの排出の削減、森林炭素蓄積の保全、持続可能な森林経営、森林炭素蓄積の強化）、途上国によるREDD+の国家戦略や森林モニタリング・システム等の策定、多国間・二国間のチャネルを通じた支援、段階的なREDD+活動の展開など、REDD+の基本的な考え方について規定されました。一方、REDD+の資金については、引き続きAWGLCAにおいて検討されることとなりました。なお、REDD+に関しては、日本政府主催のサイドイベントにて、

3. 今後の予定

カンクン会合の結果、AWGLCAはさらに一年間作業を継続することが決定され、また、AWGKPでの作業も継続されます。今後は、2011年末に南アフリカ・ダーバンにて開催されるCOP17/CMP7に向け、両作業部会でCOP16/CMP6での合意内容を基礎とした交渉が続けられることとなります。LULUCFの取扱いについては、CMP7で結論を得るためにも2011年は重要な年となります。また、REDD+については、今後、カンクン会合の決定に基づいた運用ルール等について検討することが見込まれます。今後も引き続き、国際合意に向けて我が国の有する経験や知見を活かして議論に参加し、国内外で持続可能な森林経営が推進されるような枠組みとなるよう取組んでいきたいと考えています。

生物多様性COP10、気候変動COP16の成果を私たちはこう見る

昨年、名古屋とメキシコ・カンクンで開催された国連の下での二つの条約の締約国会議には世界から多くのNGOも参加した。ここではそれらの会議の成果について、NGO関係者3人の意見を紹介したい。

リオ+20に向けて大きな弾み

IUCN (国際自然保護連合) 日本プロジェクトオフィス シニアプロジェクトオフィサー 古田 尚也

CBD/COP10

2010年は、生物多様性にとって特別な年になったといえるだろう。10月に名古屋で開催された生物多様性条約第10回締約国会議(CBD/COP10)では、長年懸案となっていた遺伝資源の利用から得られる利益の公平で公正な配分に関する「名古屋議定書」が採択されるとともに、条約全体の世界レベルでの長期的目標を定めた「愛知ターゲット」が採択された。特にこの「愛知ターゲット」は、生物多様性分野における今後の中長期的な世界目標として重要な役割を果たすことが期待されている。

IUCNは、生物多様性条約についてはその誕生以前の過程から深く関与しており、条約誕生後もその実施を支援し続けてきた。COP10にも約100名の代表団が参加し、様々なテーマの議論に対して技術的インプットを行うことで交渉過程の支援を行った。

UNFCCC/COP16

12月にメキシコのカンクンで開催された気候変動枠組条約第16回締約国会議(UNFCCC/COP16)では、条約の下での長期的協力行動に関する特別作業部会(AWG-LCA)で、REDD+に関する枠組みが合意されるという成果が挙げられた。

IUCNは、気候変動枠組条約についてはこれまで主に適応と、森林減少・劣化に由来する排出の削減等(REDD+)の分野において同条約の実施を支援してきた。また、「森林に関する協調パートナーシップ(Collaborative Partnership on Forests)」のメンバーとして、今回で4回目となったフォレスト・デリーのイベント開催にも貢献している。

COP16では、IUCNは、締約国に対してREDD+、適応策、技術移転、キャパシティ・ディベロップメントなどバランスの取れたパッケージを採択することで、UNFCCCプロセスに対する信頼を取り戻すよう呼びかけた。また、REDD+や生態系を基盤とした適応策のような「自然を基盤とした解決策」の利点を訴えた。さらに、ジェンダーや先住民の要素がREDD+に盛り込まれるような啓発活動を行ったほか、海洋酸性化といったこれまであまり注目されてこなかった問題の重要性についても訴えた。COP16の成果についてはもちろん課題は残されているものの、以上のような点から、IUCNとして訴えてきた内容が概ね実現されたものと歓迎している。

両条約の相乗効果

2009年のコペンハーゲンの気候変動枠組条約COP15における合意失敗によって、1992年のリオサミット以降続いてきた国連の下における多国間の枠組みによる方法では、地球環境問題の解決はもはや難しいのではないかとという危機を多く

の人が抱いた。しかし、2010年に行われた二つの会議の成果によって国際社会は再び自信をとり戻し、2012年に開催予定のリオ+20(国連持続可能な開発会議)に向けて大きな弾みになったと思われる。リオ+20では、グリーンエコノミーと持続可能な社会実現に向けた組織的枠組みの二つがテーマとなる。このうち後者では、生物多様性条約と気候変動枠組条約の間の相乗効果(シナジー)も重要な要素のひとつとして含まれることであろう。

名古屋のCOP10とカンクンのCOP16の成果によって、この条約間の相乗効果についても実現の道筋が見えてきたように思われる。たとえばREDD+は、愛知ターゲットの2020年に向けた20の個別目標のうち、特に「目標5・森林を含む自然生息地の損失の速度が少なくとも半減、0に近づける」および「目標15・生態系の保全と回復(劣化生態系を積み上げていくかが問われる重要な年となるだろう。IUCNとしては、引き続き生物多様性と気候変動の問題について国際社会を積極的に支援していきたいと考えている。

系の15%以上)を通じ気候変動の緩和・適応、及び砂漠化対処に貢献」の二つに結びついているといえよう。また、COP10では気候変動と生物多様性に関して活発な議論が行われ、

関連の決議も採択された。一方、COP16で合意されたREDD+の枠組みでは、生物多様性に対する悪影響を防止するためのセーフガードの枠組みが盛り込まれた。

リオ+20に向けて

COP10とCOP16によって今後の基礎は築かれた。2011年そしてリオ+20が開催される2012年は、この上にどのような成果と実践

を積み上げていくかが問われる重要な年となるだろう。IUCNとしては、引き続き生物多様性と気候変動の問題について国際社会を積極的に支援していきたいと考えている。

2010年の大きな成果

コンサベーション・インターナショナル

浦口 あや

人間は自然なしには生きられない—そう考える私たちコンサベーション・インターナショナル(CI)にとって、2010年に開催された生物多様性条約(CBD)と気候変動枠組条約(UNFCCC)の両締約国会議(COP)の成果は、自然を守り、持続的に利用していくための推進力になると評価できるものであった。それぞれに固有の課題を抱える世界の国々が、人類共通の課題に立ち向かうために力を合わせた成果といえる。

CBD/COP10

「2010年までに生物多様性の損失を顕著に減少させる」という2010年目標は、残念ながら達成できなかった。しかし、その教訓を踏まえ、CBD/COP10で採択された「愛知ターゲット」は、より具体的かつ包括的なもので、未来に向かって世界が前進するための道標となるものだ。愛知ターゲットの20ある目標の中

で、2020年までに地球上の保護地域を増加させるという「目標11」が合意されたことを特に評価したい。CIは、人間の福祉・幸福のために必要な生態系サービスを維持・確保するためには、陸域25%、海洋15%が保護されるべきと考えており、今回合意された数値(陸域17%、海洋10%)はそのレベルに届かなかったが、最も重要な地域を戦略的に保全し、保護地域の価値を最大化できれば、同目標の達成がもたらし得る効果は大きいと考えている。

さらに、生物多様性に負の影響をもたらしインセンティブの廃止に関する「目標3」、森林を含む自然生息地の損失の阻止に関する「目標5」は、CBDとUNFCCCの相乗効果によりREDD+を効果的に進める目標として重要な意味をもつ。UNFCCCの下でのREDD+は、炭素蓄積の大きい森林からの農地転換を止めるために、豊かな生物多様

性を有する非森林の農地化が促される可能性がある。「目標3」と「目標5」はこれを阻止するセーフガードとして機能する(後述のカンクン合意でもセーフガードは示されている)。

一方、REDD+の具体的な活動は、これら三つの目標の達成に向けた活動と重なるものであり、各国の取り組みを両条約が推進することになる。COP10会期中、CIが関わるクリティカル・エコシステム・パートナーシップ基金(CEPF)の10周年記念イベントも開催された。このCEPFが生物多様性保全戦略の立案を支援したコスタリカの保護区周辺で、CIと現地コミュニティとが取り組む環境保全プロジェクトから生み出されたコーヒーが、COP10閣僚級会合で提供された。

CIは、途上国において地域のニーズに根ざした持続可能な発展に貢献する実践が重要であると考え、活動している。愛知ターゲットで掲げ

られた目標はそうした実践を支え、推進するものであると評価している。

UNFCCC/COP16

UNFCCC/COP16で採択されたカンクン合意は、世界の国々が気候変動を最小限にとどめる努力をし、すでに起きている気候変動の影響に適応していくための枠組みと、2013年以降の野心的な枠組みの形成に向け、正しい方向性を示した。

カンクン合意はまた、REDD+のメカニズムを正式に認めた点で大きな意味をもつ。その中には、REDD+の活動内容、セーフガード、資金を含む先進国の役割、検討されるべき課題など、REDD+を早急に進めていく上で必要不可欠な要素が含まれ、各国が様々な事情を抱える中でCOP16で期待できる最大の成果であったと評価している。

交渉と並行し、数々のサイドイベントが開催された。CIも、メキシコ

世界の森林資源の現況

FAO・世界森林資源評価2010年版
(Global Forest Resources Assessment 2010=FRA2010)

その2

森林の政策・制度整備が世界で進展

前号につづき、国連食糧農業機関（FAO）「世界森林資源評価」最新報告書（FRA2010）の概要版から、図表と共に主な内容を紹介します。

森林の生物多様性

世界の森林の12%が生物多様性保全目的

生物多様性保全を主要な管理目的に指定されている森林の面積は、1990年以降9500万 ha 以上増加し、うち約半分に2000年から2005年の間に指定されたものである。現在、全部で4億6000万 ha を超え、全森林面積の12%を占める。大半が保護区域内に位置している。

法定保護区域は世界の森林の推定13%に及ぶ

国立公園、禁猟区、原生自然保護区等、法により設定された保護区域は、大半の国・地域でその森林総面積の10%以上に及んでいる。主要な目的は、生物多様性保全、水土資源保護、文化遺産保護などである。保護区の規定を受ける森林の面積は1990年以降9400万 ha 増加し、この増加の3分の2は2000年以降のものである。

森林の健全性と活力

世界で過小報告の森林火災

森林火災は森林生態系にとって、中には火災により更新の機会を得るものもあるが、総じて壊滅的な打撃を与えるものである。またしばしば人命・財産にも損失を与える。平均して全森林の1%が毎年、森林火災によって著しい影響を受けているこ

とが報告されている。ただその被害面積については、アフリカを筆頭に多くの国の報告でデータの欠如があり、相当過小申告の実態がある。森林火災全体の10%未満が火入れであり、残りが山火事に分類されるものである。

病害虫、自然災害、侵入種による被害

森林害虫の発生により、温帯、北方帯を中心に年間約3500万 ha の森林に被害が起きている。カナダと米国西部では、近年の冬季気温上昇の影響による樹皮下キクイムシ類（mountain pine beetle）の大発生で、1990年代後半からこれまでに1100万 ha 以上の森林が深刻な被害を受けている。また、2000年以降、暴風雨や大風雪、地震による被害が世界の多くの森林で発生している。侵入樹種の問題は、固有樹種の生息地が脅威にさらされる小島嶼諸国で特に懸念されている。

森林資源の生産的機能

世界の森林の30%が生産目的

12億 ha 近い森林が、木材・非木材林産物の生産を主要目的として管理されている。また、これとは別に、多目的利用に指定されている9億4900万 ha （24%）の森林において、その利用に木材・非木材林産物の生産が含まれていることが多い。生産が第一次目的の森林は、1990年以降、他の機能目的へ転換されるようになったことから5000万 ha 以上減少した。

図2. 法定保護地区森林面積の割合（2010年）

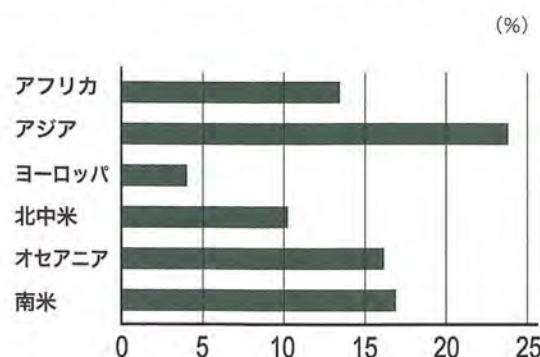
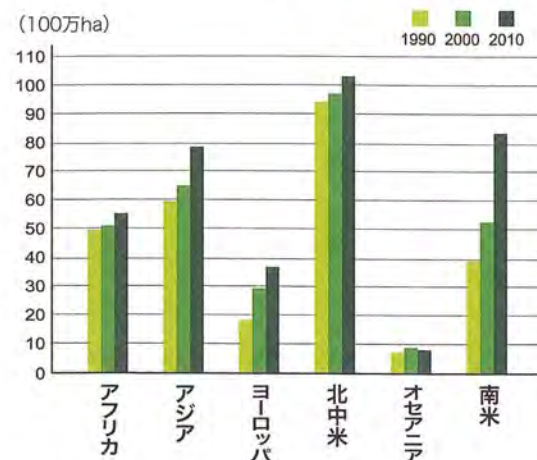


図1. 生物多様性保全目的の森林（1990-2010年）



REDD+のセーフガード議論の進捗に一定の評価

熱帯林行動ネットワーク 運営委員

川上 豊 幸

コで実施中の取組みなどを紹介し、多くの関心を集めた。森林減少・劣化の問題は非常に多面的であり、それに対処するには多様な知識・能力を必要とする。現地の能力開発に対

する支援強化の必要性や先進的事例から学ぶことの重要性を強く感じた。さらなる前進に期待
UNFCCCとCBDは1992

年にリオ・デ・ジャネイロで開催された地球サミットで生まれた。2012年のリオ+20を前に、持続可能な開発と環境保全という共通の土台を有する条約が共に前進したことの意

義は大きい。地球上の森林の減少や生物多様性の損失が急速に進む中、両COPで見られた各国の対処への意志は、人類の将来へ望みをつないだと言ってもいいのではないだろうか。

2010年11月29日〜12月10日にメキシコ・カンクンで行われた気候変動枠組条約第16回締約国会議（UNFCCC COP16）は、当初達成目標としていた「まとまりの決定（a set of decisions）」という結果を得て、先進国と途上国の温室効果ガス削減目標を留意（take note）し、京都議定書の第一約束期間と第二約束期間にギャップが生じないように議論を進めることが合意されている。気温上昇を産業化前のレベルから2度以下とすることなども明記された。

COP16でのREDD+の議論

REDD+については、最大の懸案事項であったセーフガード（予防措置）の実施のあり方、その報告体制について一定の合意が行われた。当初、セーフガードの実施レベルについての「確保する」（ensured）という強い文言のオプションは議長提案文書から消え、「促進し支援する」

（promoted and supported）という弱い文言で確定した。ただ、セーフガード強化を求めているNGOとしては、単にensuredという文言を入れるよりも、実質的にセーフガードを確保するにはその実施状況を確認する体制構築が重要なので、セーフガードに関する情報提供を行うシステム構築が盛り込まれた点は評価に値する。

REDD+について、国家戦略、行動計画、キャパシティ・ビルディングなど、REDD+の準備段階における支援では、二国間・多国間等多様な支援を行うことが合意された。一方で、本格的な実施段階での資金供与方法については、先進国の削減義務を回避できる相殺メカニズム（REDD+による排出量削減分を途上国から先進国が購買し、先進国は自国の排出量を相殺して削減したことのできる仕組み）などの利用については言及せず、どのような資金支援体制とするのかは今後の議論に委

ねられることになった。もしREDD+オフセットにより、先進国としての排出量削減義務が大幅に回避できる形となれば、条約としての目標達成自体が困難ともなりかねず、今後の重要課題となるだろう。

先進国の森林管理からの排出・吸収量の算定ルール

京都議定書の下での先進国の森林分野（LULUCF）に関する議論では、森林の定義は第一約束期間と同じもので合意したが、森林管理からの温室効果ガスの排出・吸収量の計上を義務化する点や計算方法などは先送りとなった。ただ計上方法については、有力案の「参照レベル方式」について、今年2月末から5月にかけて審査手続き（一定の基準に基づいて提出された参照レベルが適切かどうか審査する）を行うこととなっており、これを踏まえた議論となる。

REDD+パートナーシップ会合
2010年10月に名古屋で開催された生物多様性条約第10回締約国会議（CBD COP10）の会期中、REDD+パートナーシップ会合が開催された。その中で、当初予定されていた技術ワークショップは開かれず、ステークホルダー会合と閣僚級会合のみ開催された。パートナーシップ会合ではステークホルダーの参加の重要性が掲げられるが、閣僚級会合で発言したステークホルダー5団体のほとんどが大手環境NGOで、女性団体や先住民団体からの発言が取り上げられず、非常に残念だった。カンクンでもUNFCCC COP16にに合わせてパートナーシップ会合が開かれた。その際も、討議内容が計画案に十分反映されず、NGO側から討議プロセスの不十分さに不満の声が上がるなど、相変わらずぎくしゃくしていた。共同議長が変わる来年以降も厳しい議論が続くだろう。

図5. 国家森林計画対象の森林の割合 (2010年)

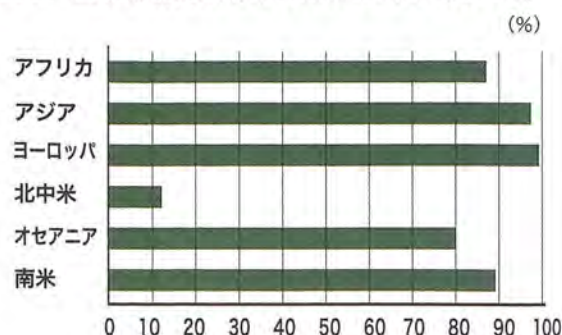


図6. 森林の所有形態 (2005年)

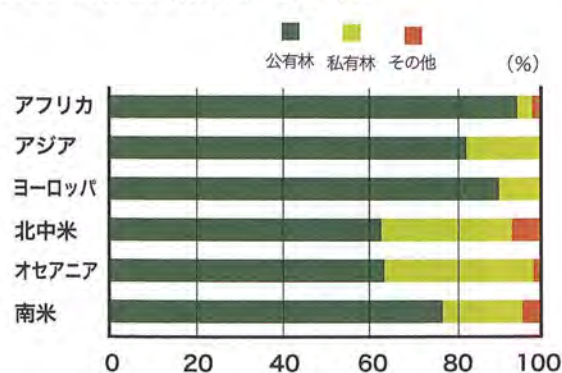


図7. 公有林における管理権 (2005年)

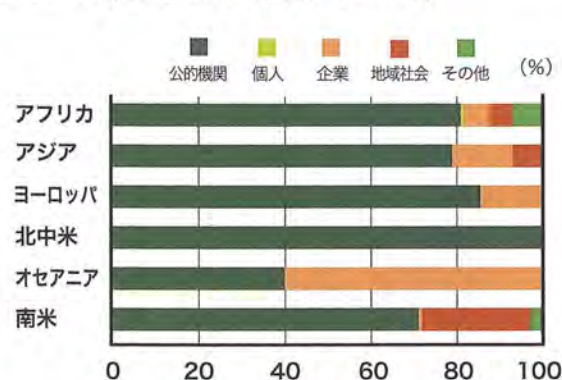
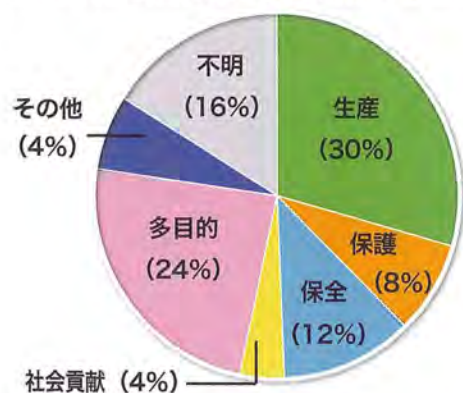


図8. 世界の森林の管理目的別割合 (2010年)



法的・政策的・制度的枠組
森林政策・法規、国家森林計画の整備に顕著な進展

森林政策綱領を公表している143カ国のうち、76カ国が2000年以降にその策定あるいは改定を行った。固有の森林法をもつ156カ国のうち、69カ国（主としてヨーロッパおよびアフリカ諸国）が2005年以降に現行法を制定あるいは改正している。世界の森林のほぼ75%が、各国森林計画（森林関連政策の策定・実施や国際的責務に向けた国家単位の任意的活動）の適用対象となっている。

森林・林業分野の公的機関の職員数は減少
森林・林業関連の公的機関に働く職員数はおよそ130万人（うち女性22%）であり、2000年以降、世界全体で年間1.2%減少している。森林・林業分野の公的研究機関で働く専門家は2万人余りである。

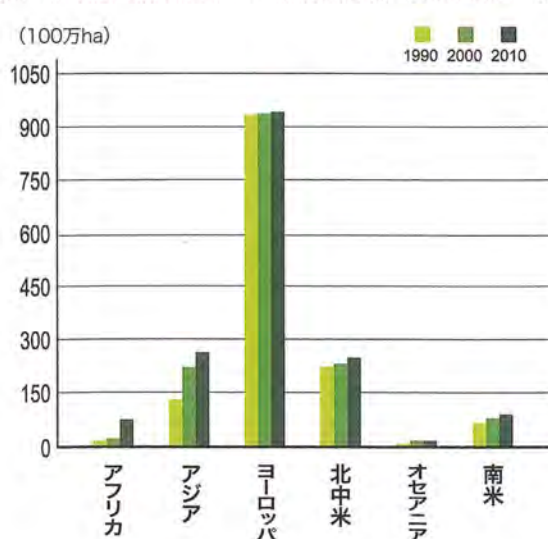
森林の所有と管理の形態
世界の森林の80%が公的所有、けれど地域社会や個人、企業による森林の所有・管理が増加中

いくつかの地域で森林の所有や保有権の状況に変化が見られるものの、依然、世界の大部分

の森林は公的所有の下にある。地域によって実態にはかなりの違いがある。北中米、ヨーロッパ（ロシア連邦を除いた場合）、オセアニア、南米は、他の地域と比べると私有林の割合が高い。いくつかの地域では、地域社会や個人、民間企業が公有林の管理経営に関与する傾向が増えている。

16億人が超える森林を持続可能な森林経営達成のための重要な手段である森林管理計画の適用を受ける森林が着実に増えている。だが、今のところ全森林面積の80%については情報しか得られていない。

図9. 森林管理計画を有する森林の面積 (1990-2010年)



森林資源の国土保全機能
世界の森林の8%が水土保全目的

約3億3000万ヘクタールの森林が、水土保全、雪崩防止、砂丘固定、砂漠化防止、沿岸保護などの目的に指定されている。このような保護機能（国土保全機能）を目的とする森林の面積は、1990年から2010年の間に5900万ヘクタール増加した。これは主に、中国で砂漠化防止、水土保全等を目的とした大規模植林が行われたことによる。

森林の社会・経済的機能
社会的・文化的機能目的の森林は増加中

レクリエーション、観光、教育、文化遺産の保護などのため

木材産出額は大きい変動
2003年から2007年における木材（丸太）生産の年間産出額は1000億米ドル強であり、主に産業用材によるものである。世界の木材産出額は1990年から2000年まではほとんど変化はないが、2000年から2005年までの期間には年約5%増加した。このことは丸太価格（実質価格）が1990年代の下落からいくらか回復したことを示している。だが、それ以降また急落している。

非木材林産物の生産額は依然過小評価
非木材林産物の生産額は、2005年で約185億米ドルと報告されている。そのうち食用林産物が最も大きな割合を占めている。しかしながら、自国にとつて非木材林産物の重要性がきわめて高いにもかかわらずデータをもたない国々が依然として多い。また、自家消費用の正

森林歳入を上回る公的支出
森林・林業からの歳入は、世界平均で毎年約4.5米ドルであり、地域により約4.5米ドルの倍当たり1米ドル未満からヨーロッパの6米ドル強と幅がある。一方、森林・林業への公的支出は、世界平均で毎年約7.5米ドルである。地域別で平均支出が最も高いのはアジアで、毎年約20米ドルを超えており、対照的に南米とオセアニアでは1米ドル未満である。

森林の管理・保全における雇用は1000万人
森林の造成、管理、利用に携わる雇用者数は、1990年から2005年にかけて約10%減少した。これはおそらく労働生産性の向上に伴うものと考えられる。この間、ヨーロッパ（40%）がみられ、その他の地域での雇用者数は幾分の増加となった。後者の場合、丸太生産の伸びが労働生産性の伸びを上回ったことによるものである。多くの国から、保護地域の管理にかかわる雇用の増加が報告されている。公式部門以外の雇用も数多くあることを考え合わせると、森林関連の労働は、報告された数値から推定される以上に地域経済や国家財政にとって重要性の高いものであろう。

図4. 木材産出額 (1990-2005年)

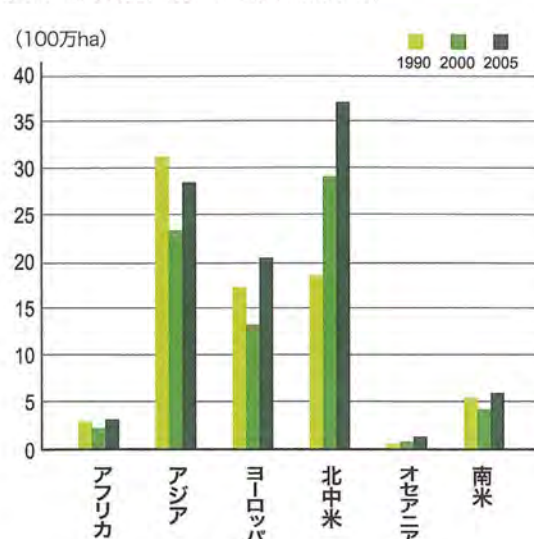
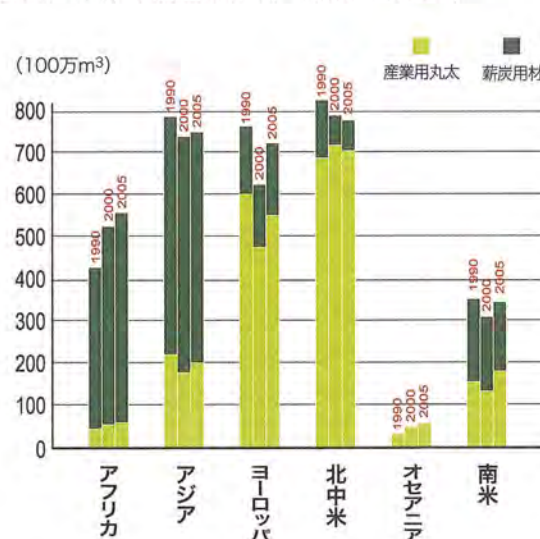


図3. 木材収穫量の動向 (1990-2005年)





センターの活動

森林・水環境保全のための実証調査支援事業委員会を開催

標記事業の今年度第二回委員会を昨年10月5日に、第三回委員会を1月7日に開催しました。第二回委員会において、第一回現地調査の結果報告に基づき第二回調査の実施内容について検討しました（その後、調査を実施）。第三回委員会では、その調査結果報告を行うとともに、報告書の取りまとめ方法等について検討しました。

CDM植林人材育成研修（海外研修）を実施

CDM植林総合推進対策事業の一環として、CDM植林およびREDDプラスを含むカーボン・プロジェクトの企画立案・実施・モニタリングを担う人材を養成するための海外研修を、昨年12月7日から9日まで



CDM植林プロジェクト地の見学（ベトナム・カオフォン）

の三日間、ベトナム・ハノイ近郊ベトナム林業大学およびホアビン省カオフォン小規模CDM植林プロジェクト・サイトに実施しました。カオフォン小規模CDM植林プロジェクトは国連CDM理事会登録済み事業であり、今回の研修ではその経験の共有を図るとともに、ベトナム国の特にローカルスタッフのキャパシティ・ビルディングを目的としたもので、日本から10名、ベトナムから44名が参加して受講しました。

海外林業人材育成研修を実施

海外緑化活動に携わるNGO関係者等を対象に、発展途上地域での森林

造成等の基本的な知識や技術の習得を支援することを目的とした研修を昨年12月10日～20日に実施しました。参加した12名の研修生は、国内での2日間の講義の後、インドネシアのロンボク島・バリ島でインドネシア森林行政関係者及びマタラム大学関係者の協力を仰ぎながらフィールド調査を実施しました。生物多様性を念頭に置いた森林保全・造成活動を持続的に実施していくために必要な住民参加の手法、気象条件や社会的背景がプロジェクトのあり方に及ぼす影響等を複数のプロジェクトサイトの視察や現地関係者との意見交換などを通して考察し、最後にグループ発表を行いました。また、植林



住民主体の森林再生事業の視察（インドネシア・ロンボク）

実習や講義を通じて、半乾燥地域での植林の留意点、CDM植林事業成功のための仕組みの条件などを学ぶとともに、ロンボク島の自然植生を構成する有用樹木が残されている自然公園、特用林産物としての沈香の育苗状況、マングローブ情報センターの活動状況等を見学しました。

「海外の森林と林業」編集委員会を開催

「海外の森林と林業」編集委員会を昨年12月15日に開催し、80号の掲載原稿の最終検討と確定および81号掲載予定原稿について検討を行いました。

CDM植林総合推進対策事業第二回委員会を開催

CDM植林総合推進対策事業の今年度第二回委員会を昨年12月17日に開催し、CDM植林人材育成研修の実施のあり方等について検討を行いました。

途上国森づくり事業・森林保全モデル林造成分科会を開催

標記事業の今年度第二回分科会を

1月11日に開催し、今年度の調査等実施状況の報告の後、報告書の取りまとめ方法、今後の事業の進め方等について検討しました。

吸収源事業説明会（COP16等報告会）を開催

昨年11月29日～12月11日にメキシコのカンクンで開催された気候変動枠組条約第16回締約国会議（COP16）・京都議定書第6回締約国会議（CMP6）の報告会を、センター主催で1月18日に都内の国立オリンピック記念青少年総合センターで開催し、118名が参加しました。日本政府代表団の一員として同会議に



会場から熱心な質問が続いたCOP16等報告会（東京）



基金へのご協力

熱帯地域の森林造成に役立てて欲しいと次のご寄付をいただきました。

- ◆グリーン家電エコポイント事務局を通じて多数の方々より15万7750円
- ◆リンベル（株）を通じて個人82名様より18万5240円
- ◆（財）ベタリービング（那珂正理事長）様より1600万円
- ◆（株）エイト・ソーシャルウェア様より1万円

★表紙写真の解説



「星の王子様」でも有名なバオバブは、アフリカに1種、マダガスカルに6種、オーストラリアに1種を産する。塩性植物であり、塩分を含んだ土壌や海岸に近い地域を好んで生育する。写真のバオバブノキ（*Adansonia digitata*）はアフリカ地域

に広く分布し、ケニア国では南東部の半乾燥地域に主に産する。葉・種子・果肉が食用・薬用、根が染料、樹皮が縄・紙等の原料となるなど用途が高く、写真のように農地開拓後もあえて切り残し利用されている。特に繊維状の果肉はビタミンCとカルシウムを豊富に含み、地域の人々の健康維持に貢献している。ケニアでは半乾燥地域での貧困対策の一つとして重要視されている。樹齢は数千年に達するといわれ、人類の歴史を密かに見守ってきたことであろう。現存するバオバブのほとんどが成熟したものとこのことで、次世代の育成が課題である。人工繁殖は栄養繁殖が実際的な手法とされている。

エコポイント制度による基金へのご協力をお願い

（財）国際緑化推進センターは、家電エコポイント制度および住宅エコポイント制度における「環境寄附対象団体」に選定されています。

- ◆キーコーヒー（株）を通じて個人7名様より35000円
- ◆トヨタ紡織（株）（豊田周平取締役社長）様より464万1000円
- ◆ユービーアール（株）（酒田義矢

- 代表取締役社長）様より100万円
- ◆個人1名様より10万円
- ◆東邦ガス（株）（佐伯卓取締役社長）様より225万円

す。（事業者コード：K071）お持ちのエコポイントを商品券等と交換した残額を、当センターご指定でご寄附いただきますと、熱帯林造成基金の一部として熱帯地域での植林に活用させていただきます。

2011年は国際森林年です



2011・国際森林年

「人々のための森林」を表わすロゴマーク。
木材や水、食料、医薬品原材料などの供給、
生物多様性の保全、気候変動の緩和など、
森林の多面的機能は人類の生存に欠かせない。

国際森林年とは

昨年の国際生物多様性年から引き継ぎ、今年2011年は国連の定める「国際森林年」です。森林の大切さについて世界の市民が認識を高め、森林の保全・再生と持続可能な利用の取組へ積極的に参加することを呼びかけるのが目的です。国際森林年にあたり、国連森林フォーラム（UNFF）を中心に各国が取組に参加して、世界的な規模で、植樹、森林祭、会議・シンポジウム、森林映画祭、森林におけるスポーツ行事などが催されます。

世界の森林は依然減少

世界の森林は、近年いくらか減速傾向は見られるものの、依然深刻なレベルで減少しています。国連食糧農業機関（FAO）の最新データによると、2000年から2010年までの10年間で、世界の森林は熱帯林を中心に主に農地転用などにより、5,200万ヘクタール減少しました。これは日本の国土面積の1・4倍に当たります。森林の減少は、地域の環境と人々の暮らしを脅かすとともに、地球規模で生物多様性の損失や気候変動を引き起こす大きな要因となっています。森林減少の防止と再生、持続可能な森林経営の実現に向けて、世界が協力して対策を進める必要があります。

資源利用が課題の日本の森林

日本は国土の約7割が森林に覆われ、先進国の中ではフィンランドに次ぎ、スウェーデンと共に2番目に森林の豊かな国です。一時過剰な伐採で荒廃した時期もありますが、戦後一貫して造林政策が推し進められ、現在では1,000万ヘクタールの人工林（森林面積の4割）が育っています。人工林蓄積は毎年、国内の木材需要量に匹敵する8,000万m³ずつ増えており、森林資源は充実しています。その一方、日本の林業は数十年来、外材との価格競争などから経済的に成り立たないとして停滞が続いてきました。その結果、育った資源も十分に使われず、また、林業現場の作業道整備の遅れもあって、間伐など森林の手入れが行き届かない状態となっていました。森林を健全に保つためには、森林を木材やエネルギー資源として効率的・持続的に活用し、利益を再び森林の保全・造成に還元することが重要です。

国際森林年を迎えるにあたって発足した国内委員会で、国内テーマとして「森を歩くー未来に向かって日本の森を活かそうー森林・林業再生元年」が決定されました。このテーマの下、今後、全国植樹祭・育樹祭やみどりの感謝祭、美しい森林づくり、木づかい運動など既存の事業のほか新たな取組の場において様々な普及活動が行われます。

国際森林年に関するホームページ <http://www.rinya.maff.go.jp/kaigai/2011iyf.html>



財団法人

国際緑化推進センター

〒112-0004 東京都文京区後楽 1-7-12 林友ビル

電話：03-5689-3450 FAX：03-5689-3360 E-mail：jifpro@jifpro.or.jp URL：http://www.jifpro.or.jp/